様式第12号(第11条関係)

第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　様

　　　　　色　麻　町　長

保険給付一時差止に係る滞納額控除通知書

　　　　　年　　月　　日付けで申請がありました国民健康保険に係る保険給付については、一時差止がなされましたが、なお滞納している国民健康保険税が納付されていませんので、国民健康保険法第63条の2第3項の規定により、下記のとおり一時差止に係る保険給付の額から滞納している国民健康保険税を控除します。

記

1　一時差止に係る保険給付の種類

2　一時差止に係る保険給付の額　　　　　　　　　　　　　円

3　控除する滞納額　　別紙のとおり

4 国民健康保険税を納付することができないことについて、国民健康保険法施行令第29条の5において準用される第1条に定める特別の事情がある場合には、　　　年　　月　　日までに、「特別の事情届出書」を提出してください。

備考

1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮城県国民健康保険審査会に対して審査請求をすることができます。

2 この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、色麻町を被告として(訴訟において色麻町を代表する者は町長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。